

定期監査報告書

第1 監査の概要

1. 監査の対象

平成27年4月1日から平成27年9月30日までの各課・局における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理について、次の事項に重点を置いて監査を行った。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 町税等の収納状況
- (3) 各種契約に関する事務
- (4) 公共用施設の管理に関する事務
- (5) 遊休施設の管理に関する事務

2. 監査の実施日

平成27年11月25日（水）

3. 監査の方法

監査に当たっては、事前に提出された監査資料で事務事業の執行状況を確認のうえ、書類監査と実地監査の監査事項を選定し、所管課等に説明を求め、関係文書、諸帳簿、帳票類など関係法規等に準拠して予算執行及び事務処理がなされているかどうか、行政効果を上げるための配慮がなされているか等について聞き取り確認を行った。

○監査資料

- ①上半期（平成27年9月末現在）の歳入歳出予算の執行状況表
- ②上半期（平成27年9月末現在）の町税等の収納状況表
- ③平成27年度主要事業計画表
- ④上半期（平成27年9月末現在）の各種契約状況表
- ⑤上半期（平成27年9月末現在）の公共用施設の利用状況表
- ⑥遊休施設の管理状況表

※書類監査と実地監査の詳細は、別紙「平成27年度定期監査日程表」による

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、個々の内容については次のとおり意見を付す。

第3 個別意見

1. 歳入歳出予算の執行状況について

歳入の確保に努め、計画的かつ適正な予算執行に努められたい。

2. 町税等の収納状況について

各種税・税外収入とも滞納繰越分の収納率は、依然として低調な状況下にある。庁内各課の連携を強化し、さまざまな手法を駆使した更なる取り組みを求めめる。

3. 各種契約に関する事務について

予算に計上された主要事業については、事業内容を十分に精査し、早期に事業実施すべくスケジュール管理を徹底されたい。

法令を遵守し当町例規に則った適切な事務の執行を望む。

4. 公共施設の管理に関する事務について

有用な施設（琴丘歴史民族資料館「縄文の館」・「三種の館」など）の設置目的に沿った利活用策の検討が急務である。

併せて、町民1人あたりの公共施設の床面積のあり方、利用状況を踏まえた統廃合など、旧態依然からの管理の脱却に期待する。

5. 遊休施設の管理に関する事務について

合併後10年が経過しようとしているが、合併前の3町から引き継いだ負の財産ともいべき施設と施設内の不用物品、行政文書などの整理処分が未着手となっている点に留意し、速やかな処理体制の構築を整えるべきである。